# 岐阜県における森林・林業の現状及び課題等説明資料

- 1.森林・林業の概況と今後の森林づくりの展開方針
  - (1)森林・林業の概要
    - ・岐阜県は全国有数の森林県である。(森林面積全国第5位)
    - ・昭和40年代から拡大造林により、人工林は成熟し、45年生がピーク。
    - ・昭和50年代に<u>節の少ない役物と呼ばれる「東濃桧」が銘柄化し、手間を掛けても高い材価</u>を求める「優良材生産型」の林業を展開。
    - ・平成時代に入り、急速な住宅の洋風化等により<u>役物の評価が下がり、木材価格は下落し、素</u> 材材生産量も大幅に減少。

### 【主な指標】

X	分	森林面積	人工林面積	ヒノキ人工林面積	素材生産量	森林技術者数	製材工場数
数	量	866干ha	387 <del>千</del> ha	210干ha	31万m³	1,282人	384工場
全国	順位	5 位	6 位	2 位	15位	11位	2 位

# 【木材価格の推移】

即:门、%	<u> </u>
未乾燥材)	
:ノキ正角 対	元年比
118,700	-
75,600	36
69,700	41
68,700	42
-	ノキ正角 対 18,700 75,600 69,700 。

<sup>シ主 )中丸太とは直径14cm以上22cm未満、長さ3.65m~4.0mの丸太。正角とは厚10.5cm、幅10.5cm、長3.0mの柱</sup> 

### 【素材生産量の推移】

(千㎡、%)

7	元们工注重。	们工注重♥プロークシ <b>1</b>							
	区分	合言	合 計			内	彭	5	
			対元年比	ヒノキ	対元年比	スギ	対元年比	その他	対元年比
	平成元年	907		293	-	142		472	-
	10年	575	37	204	29	134	6	237	50
	15年	344	62	158	46	116	18	70	85
	19年	314	65	132	55	137	4	45	90

### (2)森林づくりの展開方針

- ・平成18年、「県民協働による持続的な森林づくり」を基本理念とした、岐阜県森林づくり 基本条例を制定。
- ・「植えて、育てて、伐って、利用する」循環型の生きた森林づくりのため、平成19年度より<u>4つのリーディングプロジェクトを展開。</u>

健全で豊かな森林づくりプロジェクト ぎふの木で家づくりプロジェクト

県産材流通改革プロジェクト

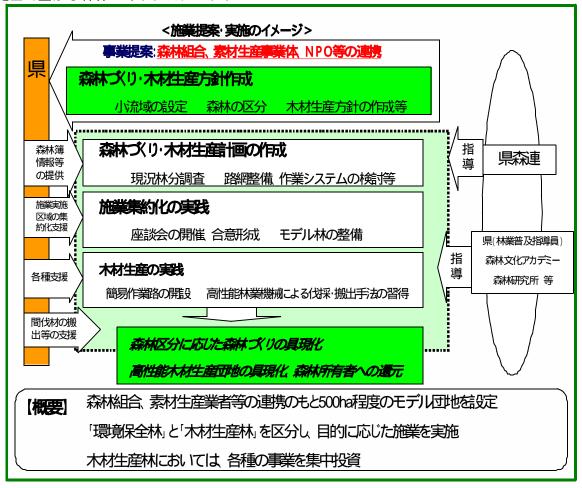
県民協働による森林づくりプロジェクト

### 【基本条例の3つの方針】

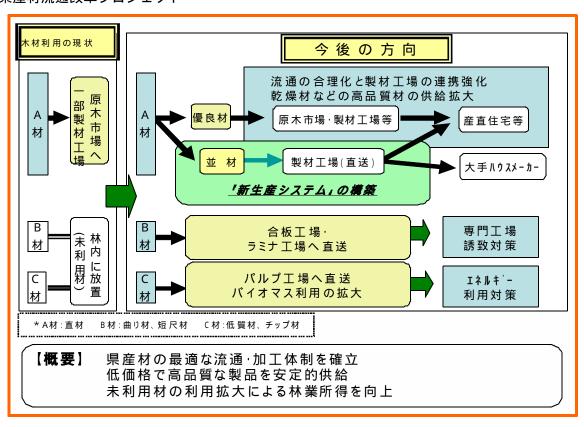
- 1 県民の生命・財産と良好な環境を守る、**健全で豊かな森林づくり**を推進する。
- 2 資源の循環利用を通じ活力ある地域社会を実現する、**林業及び木材産業の振興**を図る。
- ¦3 社会全体を支える、**人づくり及び仕組みづくり**を推進する。

### 【主なプロジェクトの概要】

健全で豊かな森林づくりプロジェクト



#### 県産材流通改革プロジェクト



### 2.森林づくりの課題と対策案

### (1) 森林情報等について

- ・本県の森林所有者は約16万人。内約5万人は不在村所有者。また、5ha未満の小規模森 林所有者が全体の約9割(85.47%)を占める。
- ・「健全で豊かな森林づくりプロジェクト」による集約化を進めているが、森林組合等が所有 境界の明確化を行う場合、個人情報保護の関係から行政からの情報入手が困難であり、作業に支 障を来している。
- ・地積調査(国土交通省)の林地のカバー率は15%弱である。地籍調査は経費が高く、時間を要するため、<u>県、市町村の負担の軽減や積極的な予算対応が必要</u>である。また、林野庁の境界明確化事業等、関係省庁が連携して早急に対応していく必要がある。
- ・本県では、地積調査、林野庁の境界明確化事業、造林事業等により得られる<u>情報を森林GI</u>Sに一元的に蓄積し、事業の効率化を図るための体制づくりを早急に整備する。

### 【所有規模別森林面積】

•								
	所 有 規 模	1ha未満	1 ~ 5ha	5 ~ 10ha	10 ~ 50ha	50ha以上		
	事業体数	90,764体	46,950体	11,599体	10,390体	1,417体		
	森林面積	1 4 <del>干</del> ha	5 2 <del>千</del> ha	4 1 <del>T</del> ha	9 9 <del>T</del> ha	9 9 <del>T</del> ha		

### 【地積調査の進捗状況 - 平成21年度末見込み】

	7501 ± 7 < 7 / 700 + 700 = 1 + 701 / 700 < 7 I							
X	分	DID・市街地	林 地	農地	計合			
面	積	11,339ha	92,499ha	26,350ha	130,188ha			
カバ		18.6%	14.5%	30.4%	16.5%			

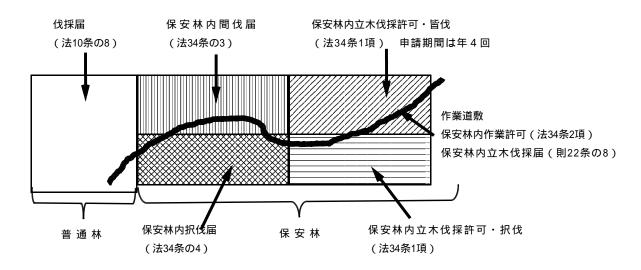
### (2) 森林整備(集約化)に係る許可手続き等の緩和について

・実際の森林は保安林と普通林が混在しており、集約化による間伐や作業道開設の事務手続き が極めて煩雑である。

間伐や作業道開設に伴う手続きは、最大7種類の申請又は届出が必要。

- ・適正な審査を経た「集約化による森林整備計画」に基づく施業は、<u>許可等の手続きの一括申</u> 請を可とするなど、事務手続きの簡素化が必要である。
- ・保安林において皆伐をしようとする場合は、その許可申請の時期が年4回(森林法施行令第4条の2第3項)に限られていることから、<u>今後期待される木材需要に柔軟に対応できない</u>ことが懸念される。従って、常時申請が可能な制度に改める必要がある。

#### 【森林を集約化して森林整備をおこなう場合の現行手続きのイメージ】



# 【保安林の伐採等に係る主な手続き】

	伐採種	手続き名称	根拠条項	対象	手続き期間
保	主伐	保安林内立木伐	法34条1項	標準伐期齢以上の保安林で皆伐を行う	限度公表から
安		採許可(皆伐)		場合	30日以内
林		保安林内立木伐	法34条1項	標準伐期齢以上の保安林で択伐を行う	30日前を目安
		採許可(択伐)		場合	
		保安林内択伐届	法34条の2	標準伐期齢以上の保安林で択伐(人工	伐採開始の90
				林に限る)を行う場合	~20日前まで
	間伐	保安林内間伐届	法34条の3	間伐を行う場合	伐採開始の90
		当県においては市		間伐の条件は	~20日前まで
		町村に事務移譲済		・伐採前の樹冠疎密度が0.8以上で	
				あること	
				・指定施業要件で定められた間伐率	
				(例えば35%)以下の伐採であ	
				ること	
				・伐採後、おおむね5年後に樹冠疎	
				密度が0.8までに回復すること	
				が確実であること	
	その他	保安林内立木伐	則22条の8	森林施業に必要な設備設置に係る支障	伐採開始の2週
	伐採	採届		木	間前まで
		保安林内緊急伐	法34条9項	非常災害に際し緊急の用に供するため	伐採後30日以
		採届		に行った伐採	内
	土地の	保安林内作業許	法34条2項	土地の形質の変更(作業道等の設置)	30日前を目安
	形質の	可		立木の損傷等	に申請
	変更等				
普	伐 採	伐採及び造林の	法10条の8	立木伐採全般	伐採開始の90
通	又は	届		施業計画に係る伐採については不要	~30日前まで
林	造林				
施業	伐 採	森林施業計画に	法15条	森林施業計画の対象とする森林の立木	伐採後30日以
計画	又は	係る森林の伐採		の伐採又は造林	内
	造林	等の届			

# 【保安林における皆伐事務】

- ・保安林の皆伐の許可には、許可限度面積が保安林種ごと及び単位区域ごとに定められている。
- ・そのため、まずその年度の限度面積を公表し(年4回)、公表から30日間 許可申請を受け付け、限度面積の範囲内で許可する。(限度を超える申請があれば縮減する)。

# (皆伐許可事務スケジュール)

回数	限度公表の日	許可申請受付	許可処分	伐採期間
第1回	2月1日	公表から30日以内	3月	4月~翌3月
第2回	6月1日	公表から30日以内	7月	7月~翌3月
第3回	9月1日	公表から30日以内	10月	10月~翌3月
第4回	12月1日	公表から30日以内	翌1月	翌1月~翌3月

仮に3月上旬に皆伐施業が計画された場合、許可されるのは最短でも7月上旬。

# (皆伐の限度面積と許可面積の実績・岐阜県)

年 度	伐採限度面積合計	許可面積合計	割合
平成18年度	19946.97 ha	381.48 ha	2 %
平成19年度	20212.55 ha	365.69 ha	2 %
平成20年度	20537.47 ha	457.41 ha	2 %

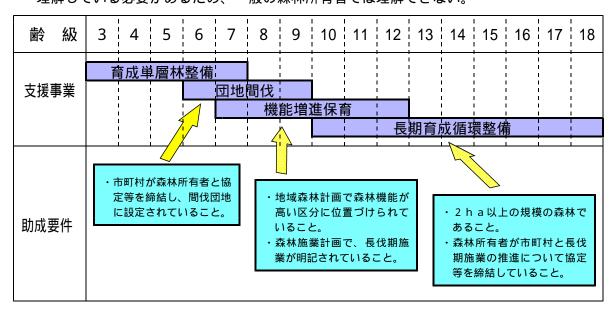
# (3) 林業の施業に対する公的補助のあり方について

- ・森林施業の集約化、施業の計画、事業のコーディネートなど、<u>地域の森林を一元的に管理し</u>ていくため、施業プランナー等の活動対価に対する支援制度を創設する必要がある。
- ・造林補助制度は一般森林所有者でも理解がてきるよう、<u>制度の簡略化、事務の簡素化が必要</u>である。
- ・立地条件(傾斜、土地の肥沃土など)によって成長が異なるため、今後効率的な利用間伐を進めるためには、本数や太さなどの実態に合った補助方式に見直す必要がある。
- ・奥地の水源林や、未手入の人工林における機能回復のための弱度の間伐など、利用間伐に移 行できないものもあるため、「切捨間伐」の予算も確保していく必要がある。

### 【造林補助制度の概要と改善点】 (現行) (課題) (対応) ハード経費への支援 制度区分が複雑 制度の効率化 各種計画の計画登載等の 要件多樣 間伐、作業道等 事務手続きが複雑 制度の簡素化 現況に合わない林齢方式 実態方式移行 集約化、施業計画等は付帯 プランナー活動 経費から捻出 への支援制度 (ソフト経費への支援なし)

### 【間伐等への補助制度の概要】

- ・森林施業毎に補助対象となる林齢などの採択基準が異なっており、とりわけ間伐などの抜き伐りを行う施業では、林齢毎に対象事業が異なるなど複雑である。
- ・造林補助金の申請に当たっては、補助制度だけでなく、森林施業計画制度などの諸制度も 理解している必要があるため、一般の森林所有者では理解できない。



### (4) その他(森林・林業制度全般にかかる意見等)

# ア. 山村定住のための所得補償につながる制度の充実

- ・山林所得の向上には低コスト林業の推進を図る必要があるが、当面の課題となる相続税対策や、木材生産において低い収入でも採算ラインに乗せるために、資源の有効利用対策に取り組む必要がある。
- ・<u>相続税の立木評価が実態と乖離しており、実勢価格への見直しが必要である。</u>また、まとまった収入の得られる伐採までの間に、何代も相続が発生する場合があり、<u>相続税の課税時期</u>の見直しを検討すべきである。
- ・木質バイオマス施設により発電した電力について、<u>太陽光発電同様の価格での買取を制度化する。</u>また、こうした施設への安定供給体制の構築のため、<u>林地残材の買取制度を創</u>設する必要がある。

#### 【立木評価の見直し】

#### 現行制度の問題点

- ・立木の評価は、標準価額×(地味・立木密度・地利)×面積で算出される。
- ・標準価額は国税の定める算出方法によって毎年価額が決定されるが、標準伐期(例:岐阜県ヒノキ65年)を超えると実勢価格と著しい差が生じる。

### 【具体的事例 - ヒノキ】

単位: ha

林龄	65年	80年	100年	120年	130年
標準価額	1 0 0	1 3 5	199	297	3 6 2
実勢価額(郡上市)	1 0 0	1 1 2	1 2 1	161	164

#### 差が出た要因

- ・標準価額が、標準伐期を越え、標準伐期の2倍までの林齢については、その樹齢に応じる年2%の利率による複利終価の額を基とするのに対し、実勢価格が、木材価格の下落により径級による価格差がなくなったため。
- ・今後、標準伐期を超える森林を所有する森林所有者の相続が多くなることが予想され、 林業収入に対して相続税が重い負担となる。
- ・長伐期になると、植えてからまとまった収入の得られる伐採までの間に、何代も相続が 発生することも予測され、重い負担となっている。

#### 改定案

- ・標準伐期齢を超えた林齢の算出方法の改定。
- ・林齢換算の算出方法ではなく、径級に応じた算出方法に改定。

# 【バイオマス発電の売電価格】

13 (7/20-020-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11							
売電の実勢価格	~ H21.10	H21.11~	備考				
太陽光発電	2 4 円	2 4 円	(参考)住宅用48円				
風力発電	11円	11円					
バイオマス	8円	8円					
水力発電	8円	8円					

平均価格

#### 【林地残材買取価格の補償】

・小規模分散的な我が国の森林所有形態では、森林所有者の副収入を定期的に得る施策が山村定住につながる。

#### 制度の内容

- ・意欲的な自伐林家の継続的な森林整備や木材生産活動を支援するため、地球温暖化防止 に寄与する木質バイオマス燃料の原料となる林地残材の買取制度の創設。
- ・将来的に、林地残材が安定的に供給されれば、木質燃料による二酸化炭素削減分をクレ ジット化(J-VER等)し、その取引で得た収入から森林所有者の林地残材を買い取